

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等 (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第5条 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>2. 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等 (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第5条 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。<u>(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</u></p> <p>2. 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。<u>(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ<u>(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</u></p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響<u>(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)</u></p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>
<p>(文書の管理)</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>2. 管理総括者は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「保安文書管理標準」を作成する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>(2) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>(3) 上記第1項、第2項の審査及び第2項の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p>	<p>(文書の管理)</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>2. 管理総括者は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「保安文書管理標準」を作成する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>(2) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。<u>(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、上記第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)</u></p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
(4)～(8)略	(3) 上記第1項、第2項の審査及び第2項の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 <u>(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)</u> (4)～(8)略	
<p>第3節 経営責任者等の責任 (経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第6条 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>(1) 保安品質方針を設定する。 (2) 保安品質目標が設定されることを確実にする。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>(4)～(8)略</p>	<p>第3節 経営責任者等の責任 (経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第6条 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>(1) 保安品質方針を設定する。 (2) 保安品質目標が設定されることを確実にする。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。<u>(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)</u></p> <p>(4)～(8)略</p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>
<p>(保安品質目標)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させること。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(保安品質目標)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させること。<u>(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>
<p>(責任及び権限)</p> <p>第6条の6 (略)</p> <p>2. 社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(責任及び権限)</p> <p>第6条の6 (略)</p> <p>2. 社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。<u>(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</u></p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>
<p>(管理者)</p> <p>第6条の8 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>2. (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条の8 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。<u>(「管理者」とは、保安品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)</u></p> <p>(1)～(5)略</p> <p>2. (略)</p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>3. 管理者は、「<u>自主</u>評価標準」に基づき、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>3. 管理者は、「<u>定期</u>評価標準」に基づき、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。<u>（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</li> </ul>
<p>（組織の内部の情報の伝達） 第6条の9 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>（組織の内部の情報の伝達） 第6条の9 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。<u>（「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、保安品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</li> </ul>
<p>（マネジメントレビューに用いる情報） 第6条の11 管理総括者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 （1）（略） （2）組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）  （3）プロセスの運用状況  （4）～（13）（略）</p>	<p>（マネジメントレビューに用いる情報） 第6条の11 管理総括者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 （1）（略） （2）組織の外部の者の意見（外部監査（<u>外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいい、安全文化の外部評価を含む。</u>）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。） （3）プロセスの運用状況 <u>（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001（ISO9001）」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u> （4）～（13）（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</li> </ul>
<p>（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置） 第6条の12 （略） （1）保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善  （2）～（5）（略） 2. ～3.（略）</p>	<p>（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置） 第6条の12 （略） （1）保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 <u>（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u> （2）～（5）（略） 2. ～3.（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</li> </ul>
<p>第4節 資源の管理  （資源の確保） 第7条 管理総括者は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を「保安教育・訓練標準」、「施設管理標準」及び「放射線管理標準」に定め、これを確保し、及び管理する。</p>	<p>第4節 資源の管理  （資源の確保） 第7条 管理総括者は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を「保安教育・訓練標準」、「施設管理標準」及び「放射線管理標準」に定め、これを確保し、及び管理する。 <u>（「資源を定め」とは、本保安品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</li> </ul>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設, 設備及びサービスの体系</p> <p>(3) ~ (4)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設, 設備及びサービスの体系 <u>(JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。)</u></p> <p>(3) ~ (4)</p>	
<p>(設計・開発計画)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 上記第2号における設計には, 第 <u>63条の2</u> に定める工事管理及び第 <u>64</u> 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>(設計・開発計画)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 上記第2号における設計には, 第 <u>62</u> 条に定める工事管理及び第 <u>63</u> 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(調達プロセス)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2. 管理総括者は, 保安活動の重要度に応じて, 調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度 (力量を有する者を組織の外部から確保する際に, 外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。) を「保安調達管理標準」に定める。この場合において, 一般産業用工業品については, 次の第3項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し, 当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定める。</p> <p>3. ~ 6. (略)</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2. 管理総括者は, 保安活動の重要度に応じて, 調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度 (力量を有する者を組織の外部から確保する際に, 外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。) を「保安調達管理標準」に定める。この場合において, 一般産業用工業品については, 次の第3項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し, 当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように, 管理の方法及び程度を定める。<u>(「管理の方法」とは, 調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証, 調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)</u></p> <p>3. ~ 6. (略)</p>	<p>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</p>
<p>(組織の外部の者の物品)</p> <p>第11条の4 各課長は, 組織の外部の者の物品を所持している場合においては, 必要に応じ, 記録を作成し, これを管理する。</p>	<p>(組織の外部の者の物品)</p> <p>第11条の4 各課長は, 組織の外部の者の物品を所持している場合においては, 必要に応じ, 記録を作成し, これを管理する。<u>(「組織の外部の者の物品」とは, JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)</u></p>	<p>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</p>
<p>(監視測定のための設備の管理)</p> <p>第11条の6 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 担当課長は, 監視測定の結果の妥当性を確保するために, 監視測定のために必要な設備を, 次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ定められた間隔で, 又は使用の前に, 計量の標準まで追跡することが可能な方法 (当該計量の標準が存在しない場合にあっては, 校正又は検証の根拠について記録する方法) により校正又は検証がなされている。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4. ~ 7. (略)</p>	<p>(監視測定のための設備の管理)</p> <p>第11条の6 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 担当課長は, 監視測定の結果の妥当性を確保するために, 監視測定のために必要な設備を, 次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ定められた間隔で, 又は使用の前に, 計量の標準まで追跡することが可能な方法 (当該計量の標準が存在しない場合にあっては, 校正又は検証の根拠について記録する方法) により校正又は検証がなされている。<u>(「あらかじめ定められた間隔」とは, 第8条第1項に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4. ~ 7. (略)</p>	<p>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(機器等の検査等)</p> <p>第12条の5 (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. <u>担当課長は</u>, 保安活動の重要度に応じて, 使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により, 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。</p> <p>6. (略)</p>	<p>(機器等の検査等)</p> <p>第12条の5 (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. <u>管理総括者及び安全・品質保証部長は</u>, 保安活動の重要度に応じて, 使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により, 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。<u>(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは, 使用前事業者検査等を実施する要員が, 当該検査等に必要十分な力量を持ち, 適正な判定を行うに当たり, 何人からも不当な影響を受けることなく, 当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)</u></p> <p>6. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</li> </ul>
<p>(不適合の管理)</p> <p>第13条 管理総括者は, 個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され, 又は個別業務が実施されることがないよう, 当該機器等又は個別業務を特定し, これを管理するため, 不適合の処理に係る管理 (不適合を関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。</p> <p>2. ～5. (略)</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第13条 管理総括者は, 個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され, 又は個別業務が実施されることがないよう, 当該機器等又は個別業務を特定し, これを管理するため, 不適合の処理に係る管理 (不適合を関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。<u>(「当該機器等又は個別業務を特定し, これを管理する」とは, 不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され, 不適合が全て管理されていることをいう。)</u></p> <p>2. ～5. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</li> </ul>
<p>(データの分析及び評価)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2. 各部長は, 第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い, 次に掲げる事項に係る情報を提供する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(データの分析及び評価)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2. 各部長は, 第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い, 次に掲げる事項に係る情報を提供する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)<u>(「是正処置を行う端緒」とは, 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき, 是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</u></p> <p>(4) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</li> </ul>
<p>(継続的な改善)</p> <p>第15条 管理総括者は, 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために, 保安品質方針及び保安品質目標の設定, マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用, データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに, 当該改善の実施その他の措置を講じさせる。</p>	<p>(継続的な改善)</p> <p>第15条 管理総括者は, 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために, 保安品質方針及び保安品質目標の設定, マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用, データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに, 当該改善の実施その他の措置を講じさせる。<u>(「保安品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは, 保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (品管規則解釈の追記)</li> </ul>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(是正処置等)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第62条から第66条の施設管理における保安に関する技術情報</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、「<u>自主</u>評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p>	<p>(是正処置等)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第60条から第66条の施設管理における保安に関する技術情報</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、「<u>定期</u>評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。<u>(「適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。)</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（品管規則解釈の追記）</p>
<p>第2節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務<u>及び</u>「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出に関する業務。</p> <p>ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめに関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保</p>	<p>第2節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、<u>保安区域及び</u>周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務、<u>「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出及び使用前事業者検査</u>に関する業務。</p> <p>ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、<u>使用前事業者検査</u>に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、<u>保安区域及び</u>周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保</p>	<p>・記載の適正化（職務の明確化）</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>全活動、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>3. (略)</p>	<p>全活動、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、<u>定期事業者検査に関する業務を含む</u>施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、<u>定期評価</u>、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>3. (略)</p>	
<p>(巡視)</p> <p>第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第62条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>(巡視)</p> <p>第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全区域)</p> <p>第47条の2 保全区域は、第2図(10)に示す区域とする。</p> <p>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第47条の2 保全区域は、第2図(10)に示す区域とする。</p> <p>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限、<u>鍵の管理</u>等の措置を講じる。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第55条 安全管理課長は、第62条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第55条 安全管理課長は、第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・<u>校正</u>し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ<u>る。</u></p>	<p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p><u>2 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第59条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、<u>管理総括者の承認を得る。</u></p>	<p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第59条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、<u>運搬先の確認を行うとともに、標識の取り付け等、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>第7章 施設管理</p> <p><u>第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</u> (施設管理に係る計画及び実施)</p> <p><u>第60条 管理総括者は、第62条から第67条の2に記載する事項を定めた施設管理に関する標準書を定める。</u></p> <p><u>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第62条から第67条の2の業務を実施する。</u></p>	<p>第7章 施設管理</p> <p><u>削除</u></p>	<p>・記載の適正化（重複記載削除）</p>
<p>(施設管理に係る評価及び改善)</p> <p><u>第61条 担当部長は、第60条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第60条に定める標準書を改める。</u></p>	<p><u>削除</u></p>	<p>・記載の適正化（重複記載削除）</p>
<p><u>第2節 施設管理計画</u> (施設管理計画)</p> <p>第62条 管理総括者は、加工施設について加工事業変更許可を受けた施設に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、第62条の2から第62条の条の12の施設管理計画について、「施設管理標準」に定める。</p>	<p><u>第1節 施設管理計画</u> (施設管理計画)</p> <p>第60条 管理総括者は、加工施設について加工事業変更許可を受けた施設に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、第60条の2から第60条の12の施設管理計画について、「施設管理標準」に定める。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第62条の2 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状及び長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2. 生産管理部長及び設備技術課長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第60条の2 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状及び長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2. 生産管理部長及び設備技術課長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全プログラムの策定)</p> <p>第62条の3 設備技術課長は、第62条の2の施設管理目標を達成するため、第62条の4より第62条の11からなる保全プログラムを策定する。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>(保全プログラムの策定)</p> <p>第60条の3 設備技術課長は、第60条の2の施設管理目標を達成するため、第60条の4より第60条の11からなる保全プログラムを策定する。また、第60条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全対象範囲の策定)</p> <p>第62条の4 (略)</p>	<p>(保全対象範囲の策定)</p> <p>第60条の4 (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全重要度の設定)</p> <p>第62条の5 各設備を所管する担当課長は、第62条の4の保全対象範囲についてその範囲と安全機能を明確にした上で、建物・構築物及び設備・機器の保全重要度を設定する。次条以降の保全活動は、重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>(保全重要度の設定)</p> <p>第60条の5 各設備を所管する担当課長は、第60条の4の保全対象範囲についてその範囲と安全機能を明確にした上で、建物・構築物及び設備・機器の保全重要度を設定する。次条以降の保全活動は、重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>・記載の適正化</p>



コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(保全活動管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視)</p> <p>第62条の6 設備技術課長は, 保全の有効性を監視, 評価するために, 第62条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ, 施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備技術課長は, 保全活動管理指標の目標値を設定する。また, 第62条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ, 保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. ~4. (略)</p>	<p>(保全活動管理指標の設定, 監視計画の策定及び監視)</p> <p>第60条の6 設備技術課長は, 保全の有効性を監視, 評価するために, 第60条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ, 施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備技術課長は, 保全活動管理指標の目標値を設定する。また, 第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ, 保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. ~4. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の7 担当課長は, 保全計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は, 第62条の4の保全対象範囲に対し, 以下の保全計画を策定する。なお, 保全計画には, 計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>1) 点検計画</p> <p>2) 定期事業者検査の計画</p> <p>3) 設計及び工事の計画</p> <p>4) 特別な保全計画</p> <p>(2) 担当課長は, 保全計画の策定に当たって, 第62条の5の保全重要度を勘案し, 必要に応じて次の事項を考慮する。また, 第62条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ, 保全計画の見直しを行う。</p> <p>1) ~5) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>4) 担当課長は, 「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし, 10年を超えない期間毎に, 加工施設の経年変化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し, 施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)を策定する。</u></p> <p><u>なお, 高経年化に関する技術評価とは, 加工施設について, その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて, 工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し, その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が, その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p>2. 担当課長は, 点検計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 担当課長は, 選定した保全方式の種類に応じて, 点検項目, 具体的な点検方法, 評価方法及び管理基準等を定める。</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>イ) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに, 次の事項を定める。</p> <p>①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目</p> <p>②状態監視データの具体的採取方法</p> <p>③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第60条の7 担当課長は, 保全計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は, 第60条の4の保全対象範囲に対し, 以下の保全計画を策定する。なお, 保全計画には, 計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>1) 点検計画</p> <p>2) 巡視計画</p> <p>3) 定期事業者検査の計画</p> <p>4) 設計及び工事の計画</p> <p>5) 特別な保全計画</p> <p>(2) 担当課長は, 保全計画の策定に当たって, 第60条の5の保全重要度を勘案し, 必要に応じて次の事項を考慮する。また, 第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ, 保全計画の見直しを行う。</p> <p>1) ~ 5) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4) 削除 (67条の3へ移行)</p> <p>2. 担当課長は, 点検計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 担当課長は, 選定した保全方式の種類に応じて, 点検項目, 具体的な点検方法, 評価方法及び管理基準等を定める。</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>イ) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに, 次の事項を定める。</p> <p>①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目</p> <p>②状態監視データの具体的採取方法</p> <p>③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p>	<p>・記載の適正化</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>④状態監視データ採取頻度 ⑤実施時期 ⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ロ) 巡視を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目 ②巡視の具体的方法 ③評価方法及び管理基準 ④実施頻度 ⑤実施時期 ⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>3) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>3. ～5. (略)</p>	<p>④状態監視データ採取頻度 ⑤実施時期 ⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ロ) 巡視を実施する時期までに、<u>偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、</u>次の事項を定める。</p> <p>①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目 ②巡視の具体的方法 ③評価方法及び管理基準 ④実施頻度 ⑤実施時期 ⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>3) 事後保全 事後保全を選定した場合は、<u>巡視を含め、</u>機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>3. ～5. (略)</p>	
<p>(保全の実施)</p> <p>第62条の8 担当課長は、第62条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>2. 担当課長は、保全の実施に当たって、第63条による設計管理及び第63条の2による工事管理を実施する。</p> <p>3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。</p> <p>4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。</p> <p>5. 設備技術課長は、第62条の7第4項(3)の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>6. 設備技術課長は、第62条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7. (略)</p>	<p>(保全の実施)</p> <p>第60条の8 担当課長は、第60条の7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>2. 担当課長は、保全の実施に当たって、第61条による設計管理及び第62条による工事管理を実施する。</p> <p>3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、<u>偶発故障等の発生も念頭に、</u>設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。</p> <p>4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。</p> <p>5. 設備技術課長は、第60条の7第4項(3)の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>6. 設備技術課長は、第60条の7第4項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全の結果の確認・評価)</p> <p>第62条の9 (略)</p> <p>2. 担当課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3. (略)</p>	<p>(保全の結果の確認・評価)</p> <p>第60条の9 (略)</p> <p>2. 担当課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査<u>等</u>を実施する。</p> <p>3. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(不適合管理, 是正処置及び未然防止処置)</p> <p>第62条の10 (略)</p>	<p>(不適合管理, 是正処置及び未然防止処置)</p> <p>第60条の10 (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(保全の有効性評価)</p> <p>第62条の11 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 担当課長は, 保全の有効性評価の結果を踏まえ, 建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合には, 第62条の7第2項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>4. (略)</p>	<p>(保全の有効性評価)</p> <p>第60条の11 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 担当課長は, 保全の有効性評価の結果を踏まえ, 建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合には, 第60条の7第2項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>4. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第62条の12 生産管理部長は, 第62条の11の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から, 定期的に施設管理の有効性を評価し, 施設管理が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第60条の12 生産管理部長は, 第60条の11の保全の有効性評価の結果及び第60条の2の施設管理目標の達成度から, 定期的に施設管理の有効性を評価し, 施設管理が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</p> <p>2. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 設計及び工事管理</b></p> <p>(設計管理)</p> <p>第63条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 設計及び工事管理</b></p> <p>(設計管理)</p> <p>第61条 (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(工事管理)</p> <p>第63条の2 (略)</p>	<p>(工事管理)</p> <p>第62条 (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 事業者検査の実施</b></p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第64条 <b>安全・品質保証部長は</b>, 設工認の対象となる加工施設について, 設工認に従って行われたものであること, 「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。) <b>に係る責任を有し, 統括する。</b></p> <p>2. 安全・品質保証部長は, 第16条に定める保安に関する組織のうち, 検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事(補修, 改造及び新設)又は点検に関与していない組織の者を, 検査責任者として指名する。</p> <p>3. 安全法務課長は, 次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め, それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と, 検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査業務に係る役務を調達する場合, 当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>4. (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 事業者検査の実施</b></p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第63条 <b>管理総括者は</b>, 設工認の対象となる加工施設について, 設工認に従って行われたものであること, 「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。) <b>の実施手順を「施設管理標準」に定める。</b></p> <p>2. 安全・品質保証部長は, <b>検査に係る責任を有し, 統括するとともに,</b> 第16条に定める保安に関する組織のうち, 検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事(補修, 改造及び新設)又は点検に関与していない組織の者を, 検査責任者として指名する。</p> <p>3. 安全法務課長は, 次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め, それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と, 検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査業務に係る役務を調達する場合, 当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を, <b>第7条の2に基づいて</b>行う。</p> <p>4. (略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化(標準書を定める 旨明文化)</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項の検査責任者である担当課長は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(4) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(6) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(7) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項の検査責任者である担当課長は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(4) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(5) 検査に係る要員の教育訓練を、<u>第7条の2に基づいて</u>行う。</p> <p>(6) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(7) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>(定期事業者検査の報告)</p> <p>第65条の2 (略)</p>	<p>(定期事業者検査の報告)</p> <p>第65条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第5節</b> 計器及び放射線測定器の校正</p> <p>(計器及び放射線測定器の校正の実施)</p> <p>第66条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節</b> 計器及び放射線測定器の校正</p> <p>(計器及び放射線測定器の校正の実施)</p> <p>第66条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第6節</b> 計画停電時等の措置</p> <p>(計画停電時等の措置)</p> <p>第67条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節</b> 計画停電時等の措置</p> <p>(計画停電時等の措置)</p> <p>第67条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第7節</b> 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持</p> <p>(新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持)</p> <p>第67条の2 建物及び設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、第62条の7に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節</b> 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持</p> <p>(新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持)</p> <p>第67条の2 建物及び設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、第60条の7に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>新規</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節</b> <u>加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</u></p> <p><b>第67条の3</b> <u>担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> <p>(下線部は第60条の7第1項(4)号からの移行。波下線は追記事項。)</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>(核燃料物質の受入, 払出し)</p> <p>第70条 輸送課長は, 一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は, <u>記録, 目視検査等により, 必要な保安措置が講じられていることを確認する。</u></p> <p>2. 輸送課長は, 一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は, 第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに, 核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること, その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払出す場合においては, 相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払出す場合においては, 輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては, 返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 安全管理課長は, 核燃料物質を受入れる場合は, 別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し, 輸送課長に連絡する。</p>	<p><u>年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p><u>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</u></p> <p>(核燃料物質の受入, 払出し)</p> <p>第70条 輸送課長は, 一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は, <u>外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられていることを受入前に確認する。</u></p> <p>2. 輸送課長は, 一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は, 第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに, 核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること, その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払出す場合においては, 相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払出す場合においては, 輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては, 返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 安全管理課長は, 核燃料物質を受入れる場合は, 別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し, 輸送課長に連絡する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第71条 各課長は, 周辺監視区域内で核燃料物質を運搬する場合は, 第58条に定める運搬に関する措置<u>を講じる。</u></p>	<p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第71条 各課長は, 周辺監視区域内で核燃料物質を運搬する場合は, 第58条に定める運搬に関する措置<u>及び確認を実施する。</u></p> <p><u>2 各課長は, 事業所外へ核燃料物質を運搬する場合は, 第59条に定める措置及び確認を実施する。</u></p> <p><u>3 各課長は, 核燃料物質を事業所外から受入のために運搬する場合は, 第59条に定める措置及び確認を実施する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第76条 安全管理課長は, 排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が, 法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は, 管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は, 廃液貯留タンク(「廃液処理設備(3)の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)」, <u>「廃液処理設備(2)の貯留タンク(チェック用)」及び「廃液処理設備(4)の貯留タンク(チェック用)」をいう。</u>)における廃水中の放射性物質濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は, 廃液処理設備(1)の集水槽(チェック用)の排水を排水口から放出する場合は, 当該集水槽における排水中の濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は, 排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は, 排水貯留池における排水中の濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 前項の各担当課長は, 合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために, 放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第76条 安全管理課長は, 排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が, 法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は, 管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は, 廃液貯留タンク(「廃液処理設備(3)の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)」, <u>「廃液処理設備(4)の貯留タンク(チェック用)」, 「廃液処理設備(5)のチェックタンク」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。</u>)における廃水中の放射性物質濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は, 廃液処理設備(1)の集水槽(チェック用)の排水を排水口から放出する場合は, 当該集水槽における排水中の濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は, 排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は, 排水貯留池における排水中の濃度が, 別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 前項の各担当課長は, 合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために, 放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。<u>また,</u></p>	<p>・記載の適正化(廃液処理設備(2)の撤去及び廃液処理設備(5)(6)新設の反映)</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>4. ～10. (略)</p>	<p><u>手洗い水等の系統である廃液処理設備(6)のチェックタンクには、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を順守させる。</u></p> <p>4. ～10. (略)</p>	
<p>第3節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p>	<p>第3節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、<u>核燃料取扱主任者</u>、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>第3節 火災防護活動のための体制の整備</p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>(4) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</p> <p>2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、<u>管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに</u>、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>第3節 火災防護活動のための体制の整備</p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>(4) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</p> <p>2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、<u>直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、</u>必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、<u>管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに</u>、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、<u>直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、</u>必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 (重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第14章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>	<p>第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 (重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備*)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第14章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p><u>* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u></p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p><u>3. 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;"><u>第14章 削除</u></p> <p>第121条 <u>削除(欠番)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第15章 定期評価</u></p> <p><u>(定期評価に係る計画及び実施)</u></p> <p>第121条 管理総括者は、第123条に記載する事項を定めた定期評価に関する標準書を定める。</p> <p><u>2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第123条の業務を実施する。</u></p>	<p>・記載の適正化(当該章、条文削除の取り下げ)</p>
<p>第122条 <u>削除(欠番)</u></p>	<p><u>(定期評価に係る評価及び改善)</u></p> <p>第122条 担当部長は、第121条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p><u>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第121条に定める標準書を改める。</u></p>	<p>・記載の適正化(当該条文削除の取り下げ)</p>

コメント反映新旧対照表

令和2年9月4日付け申請版	コメント反映案	変更理由
<p>第123条 <u>削除（欠番）</u></p>	<p><u>（加工施設の定期的な評価）</u>            第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。            なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。  <u>（1）安全研究成果の反映状況</u>  <u>（2）国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</u>  <u>（3）技術開発成果の反映状況</u></p>	<p>・記載の適正化（当該条文削除の取り下げ（2.項は削除））</p>
<p>第124条～第125条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第15章</u> 記録及び報告</p>	<p>第124条～第125条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第16章</u> 記録及び報告</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。  <u>ただし、廃液処理設備（5）及び廃液処理設備（6）については、それぞれ事業者検査に合格した日の翌日から施行する。</u></p>	<p>（2）新規制基準対応工事が完了した施設及び設備に係る事項の反映</p>